

町田市災害廃棄物処理計画

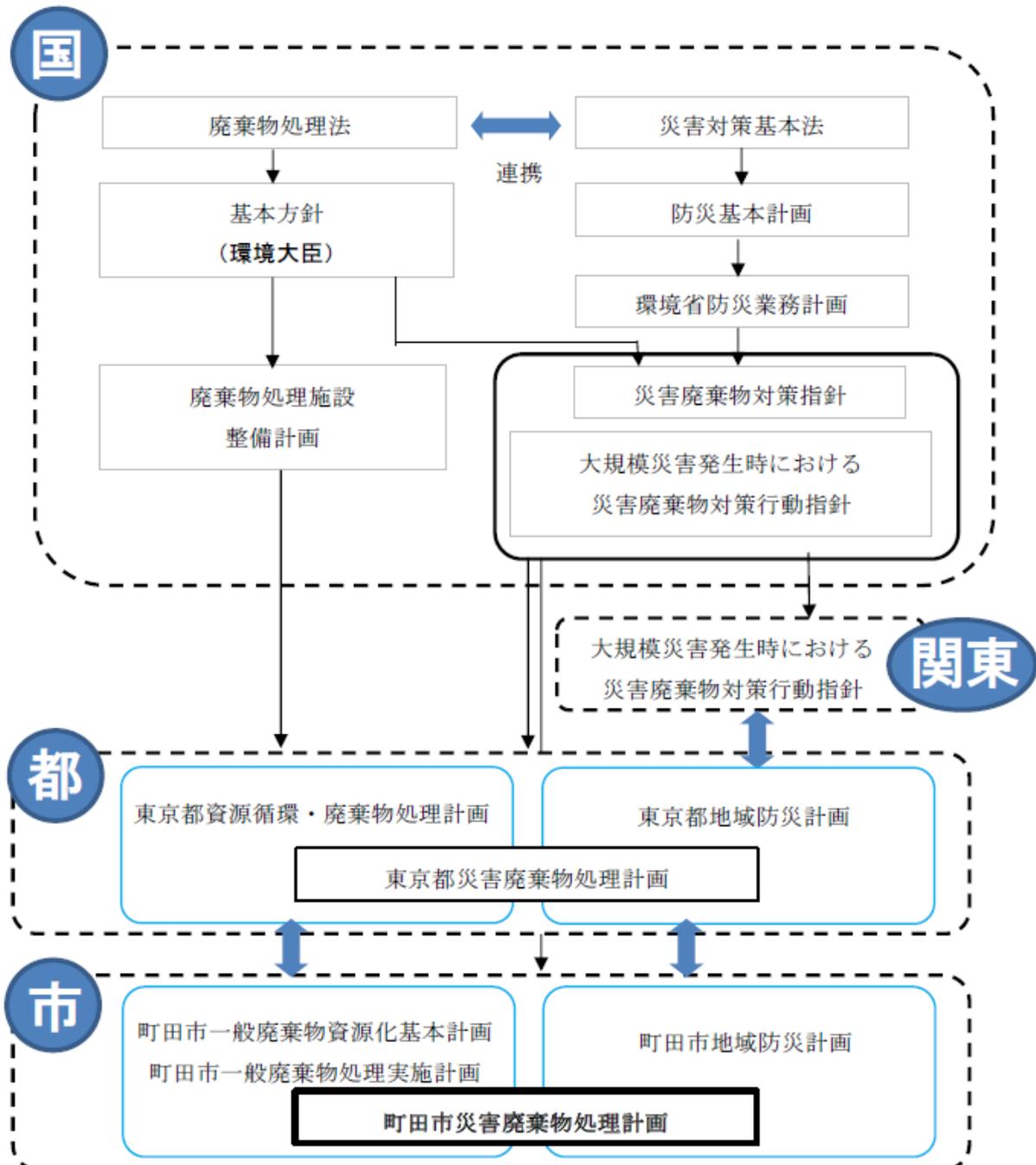
【概要版】

1 目的

2011年3月に発生した東日本大震災や2016年4月に発生した熊本地震をはじめとした、全国各地で頻発している自然災害を踏まえて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施と迅速な復旧・復興に資することを目的として、町田市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 位置づけ

本計画は、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画及び町田市地域防災計画と整合を図ります。



3 計画の構成

第1章 総則

- ・計画策定の背景及び目的
- ・計画の位置づけ
- ・処理主体
- ・処理の基本方針
- ・計画の見直し
- ・対象とする災害と被害想定
- ・対象とする災害廃棄物の種類

第2章 組織及び協力支援体制

- ・組織体制・指揮命令系統
- ・情報収集・連絡
- ・協力・支援（受援）体制
- ・職員への教育訓練
- ・市民への広報・啓発
- ・ボランティアへの啓発

第3章 災害廃棄物処理

- ・一般廃棄物処理施設
- ・一般廃棄物処理施設等の処理可能量と災害廃棄物量
- ・収集・運搬車両
- ・災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ
- ・仮置場
- ・収集・運搬
- ・仮設中間処理施設
- ・分別・処理・再資源化
- ・適正処理が困難な廃棄物の処理
- ・環境保全対策
- ・被災家屋の解体・撤去
- ・広域的な処理・処分
- ・処理スケジュール
- ・生活ごみ
- ・避難所から排出されるごみ
- ・し尿処理必要量と仮設トイレ必要基数
- ・仮設トイレの設置
- ・し尿収集運搬体制

第4章 災害廃棄物処理実行計画等

- ・災害廃棄物処理実行計画の策定
- ・災害廃棄物処理事業費
- ・事務の委託及び事務の代替

4 処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針は、次のとおりとします。

1 迅速な処理

- ・適正な処理体制の確保と迅速な対応による、市民の生活環境の保全と地域の早期復興
- ・発災後、概ね3年以内の処理

3 衛生的な処理

- ・悪臭や害虫の発生等を考慮した、腐敗性廃棄物への対応
- ・生ごみ及びし尿の速やかな分別収集と優先的な焼却処分

5 リサイクルの推進

- ・分別の徹底による、リサイクルの推進

2 計画的な処理

- ・仮置場の適正な配置と計画的な処理
- ・処理が困難な場合における、東京都や近隣区市町村等の連携

4 環境に配慮した処理

- ・環境に配慮した、適正な処理
- ・不法投棄及び野焼きの防止

6 安全な作業の確保

- ・作業に従事する市民、民間事業者、ボランティア、市職員等の安全確保

5 対象とする災害と被害想定

本計画は町田市地域防災計画に基づいて本市に与える被害が大きく、かつ今後30年以内に発生する確率が70%と可能性が高く対策が急務といえる「多摩東部直下地震」を想定して対策を行います。

想定地震	震源	規模	発生時季	災害廃棄物発生量（t）
多摩東部直下地震	東京都多摩地域	M7.3	季節：冬 時刻：18時	433,137

6 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は次のとおりとします。

廃棄物の種類		概要
災害時に発生する廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ） ・損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物） ・避難施設等の仮設トイレからのし尿 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） ・避難施設等で排出される生活ごみ（避難所ごみ）

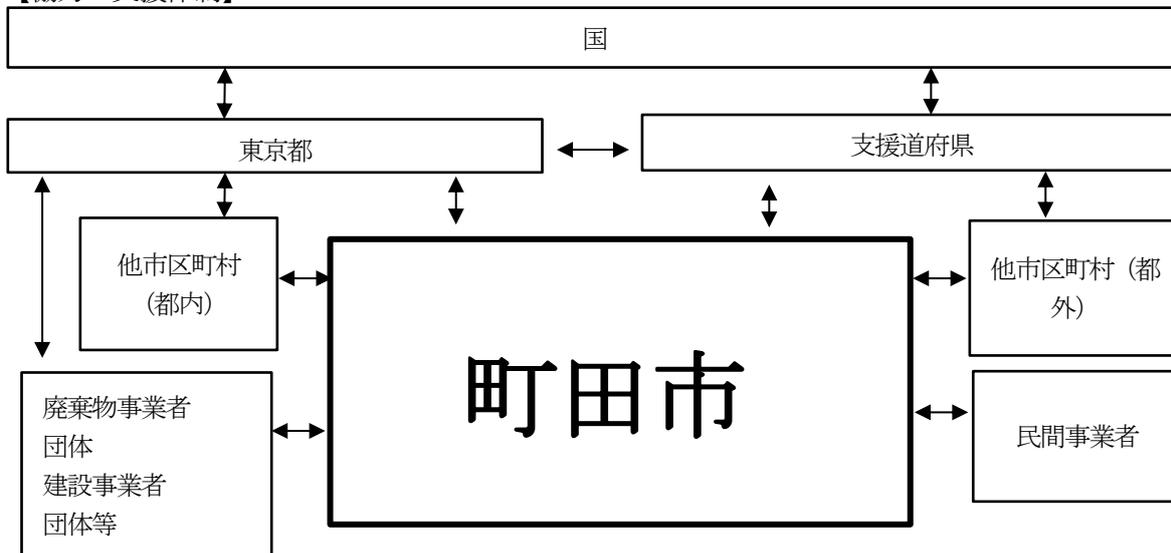
7 災害廃棄物処理体制

災害時には、環境資源対策部にて臨時体制を組織するとともに、関連する対策部と連携し、各業務の遂行にあたります。また、被災状況に応じた、国、都、近隣区市町村、民間事業者との協力支援体制を構築し、連携を図ります。

【災害廃棄物対策組織】

対策部名	班名	対策部名	班名
災害対策本部付	災害統括班	道路対策部	道路班
政策経営対策部	企画班	都市づくり対策部	住宅都市復興班
財務対策部	被害調査班		公園緑地班
福祉対策部	福祉班	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班
健康対策部	衛生班		下水道応急復旧班
環境資源対策部	清掃総務班		
	生活環境班		
	資源循環班		
	清掃収集班		

【協力・支援体制】



8 災害廃棄物の処理

発災後、本計画をもとに次のとおり、災害廃棄物の処理にあたります。

【処理スケジュール】

No.	業務項目	時間軸					
		初期	発災から7日程度	応急対応期（前期） 発災後から3週間程度	応急対応期（後期） 発災後から3か月程度	復旧・復興期 発災後から3年程度	
1	組織体制		構築	関係機関への要請			
2	情報収集		被災情報・状況の把握				復旧状況の把握
3	処理実行計画			災害廃棄物発生量の推計・処理実行計画の作成			
4	がれき		仮置場への運搬				
5	被災した住民の排出する生活ごみ 避難施設で排出される生活ごみ		収集運搬の実施				
6	仮設トイレ		設置・し尿の収集・処理				
7	仮置場		一次仮置場の設置・運営				二次仮置場の設置・運営
8	処理		可能量把握	搬入・搬出・中間処理・広域処理			
9	広報		住民への啓発・広報				

【仮置場】

災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合は、被災状況を直ちに把握し、関係機関と調整しながら仮置場の選定を速やかに行います。

・一次仮置場

被災者が自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場であり、発災後速やかに設置します。一次仮置場では搬入される災害廃棄物は適切な分別を行い、円滑な処理及び再資源化に努めます。

・二次仮置場

建物解体に伴い発生する災害廃棄物の再資源化等、適正な中間処理（破碎・選別等）をおこなうために設置します。

〈仮置場の必要面積〉

発災時の災害廃棄物発生量から、必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する場所を確定します。仮置場候補地は公園等の市有地 29 か所を選定しております。

9 災害廃棄物処理実行計画

発災後、発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を作成します。本計画において、災害廃棄物の処理を進めるための具体的な方法やスケジュール等を定めます。

計画策定後、災害廃棄物の処理を行う各過程において、災害廃棄物の量及び質に関わる精査を行い、災害廃棄物の発生状況や処理状況、処理体制等について変更があった場合には、計画の見直しを行い、適切かつ円滑・迅速な処理の実現を図ります。